

第5章

第1期加東市子ども計画

子ども・子育て支援事業の展開

子ども・子育て支援法第60条において、「内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。」とされており、基本指針に定めるべき事項が同条第2項に規定されています。

【国の基本指針に定めるべき事項】

- ① 子ども・子育て支援の意義に関する事項
- ② 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項
- ③ 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項
- ④ 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- ⑤ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- ⑥ その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

また、子ども・子育て支援法第61条において、「市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。」とされており、市町村子ども・子育て支援事業計画に定めるべき事項が同条第2項に規定されています。

【市町村子ども・子育て支援事業計画に定めるべき事項】

- ① 教育・保育提供区域の設定
- ② 幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」
- ③ 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」
- ④ 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- ⑤ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の「確保の内容」

上記の内容を踏まえて、子ども・子育て支援事業計画に該当する部分として、教育・保育提供区域及び5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」などを、次ページ以降に示します。

1 教育・保育事業等の提供区域

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

本市における教育・保育提供区域は、地域の実情を踏まえ、効率的に提供体制が整えられるよう、市全体を1区域として定めます。



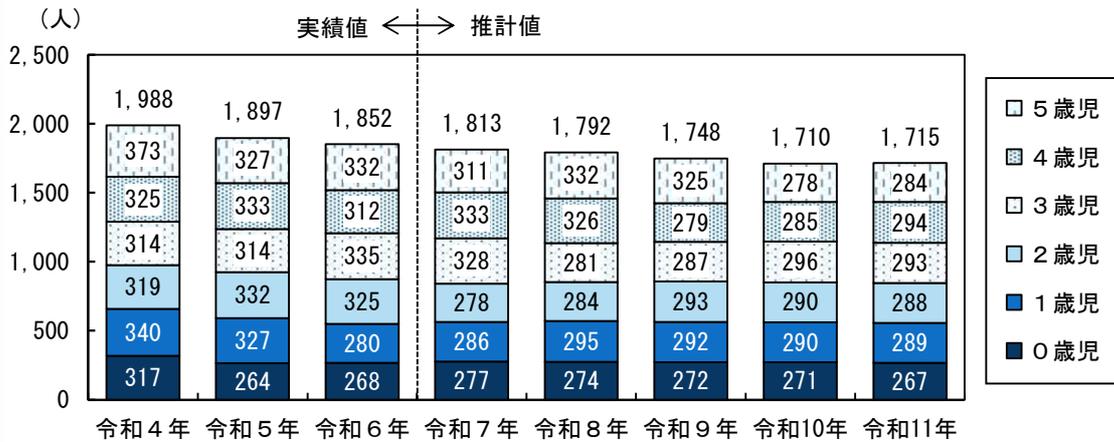
※市立小・中・義務教育学校の区域は、「社地域」「滝野地域」「東条地域」の3区域です。
 ※⑯滝野東小学校、⑰滝野南小学校、⑱滝野中学校は、令和10年4月に、「滝野地域小中一貫校」として開校予定です。

2 児童人口の推計

児童人口の推計については、各年4月1日時点における令和4年から令和6年の住民基本台帳年齢別人口における人口の変化率を計算し、その変化率が将来にわたって維持されるものと仮定して、令和7年から令和11年の将来人口を算出しました。

(1) 就学前児童の人口推計

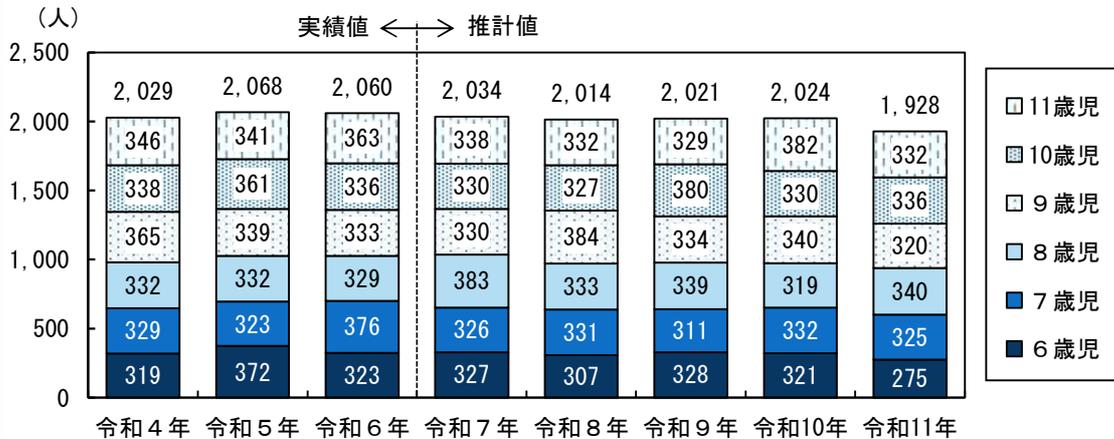
就学前児童（0～5歳児）の人口推計をみると、今後も減少傾向で推移し、令和11年には、令和6年の1,852人から137人減少し1,715人になると予測されます。



資料：実績値…加東市（各年4月1日時点）
推計値…実績値を基にコーホート変化率法による推計

(2) 就学児童の人口推計

就学児童（6～11歳児）の人口推計をみると、増減を繰り返しながら微減で推移し、令和11年には、令和6年の2,060人から132人減少し1,928人になると予測されます。



資料：実績値…加東市（各年4月1日時点）
推計値…実績値を基にコーホート変化率法による推計

3 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出

(1) 子どものための教育・保育給付

平成27年度にスタートした子ども・子育て支援新制度では、幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育については、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

また、給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みとなります。

給付区分	給付内容	給付事業
施設型給付	市が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。ただし、「私立幼稚園」においては、施設型給付を受けずに、従来の私学助成を受けて、現行どおり運営するケース（確認を受けない幼稚園）もあります。	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・認可保育所 ・認定こども園
地域型保育給付	定員が19人以下の保育事業は、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業^{※47} ・家庭的保育事業^{※48} ・居宅訪問型保育事業^{※49} ・事業所内保育事業^{※50}

(2) 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっており、認定は次の1～3号の区分で行います。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上で教育を希望する就学前の子ども（保育の必要性なし）	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・認定こども園（教育利用）
2号認定	満3歳以上で保育の必要な事由に該当し、保育を希望する就学前の子ども（保育を必要とする子ども）	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・認定こども園（保育利用）
3号認定	満3歳未満で保育の必要な事由に該当し、保育を希望する就学前の子ども（保育を必要とする子ども）	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・認定こども園（保育利用） ・小規模保育

※47 小規模保育事業とは、比較的小規模（定員規模6人以上19人以下）で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を行う事業のこと。

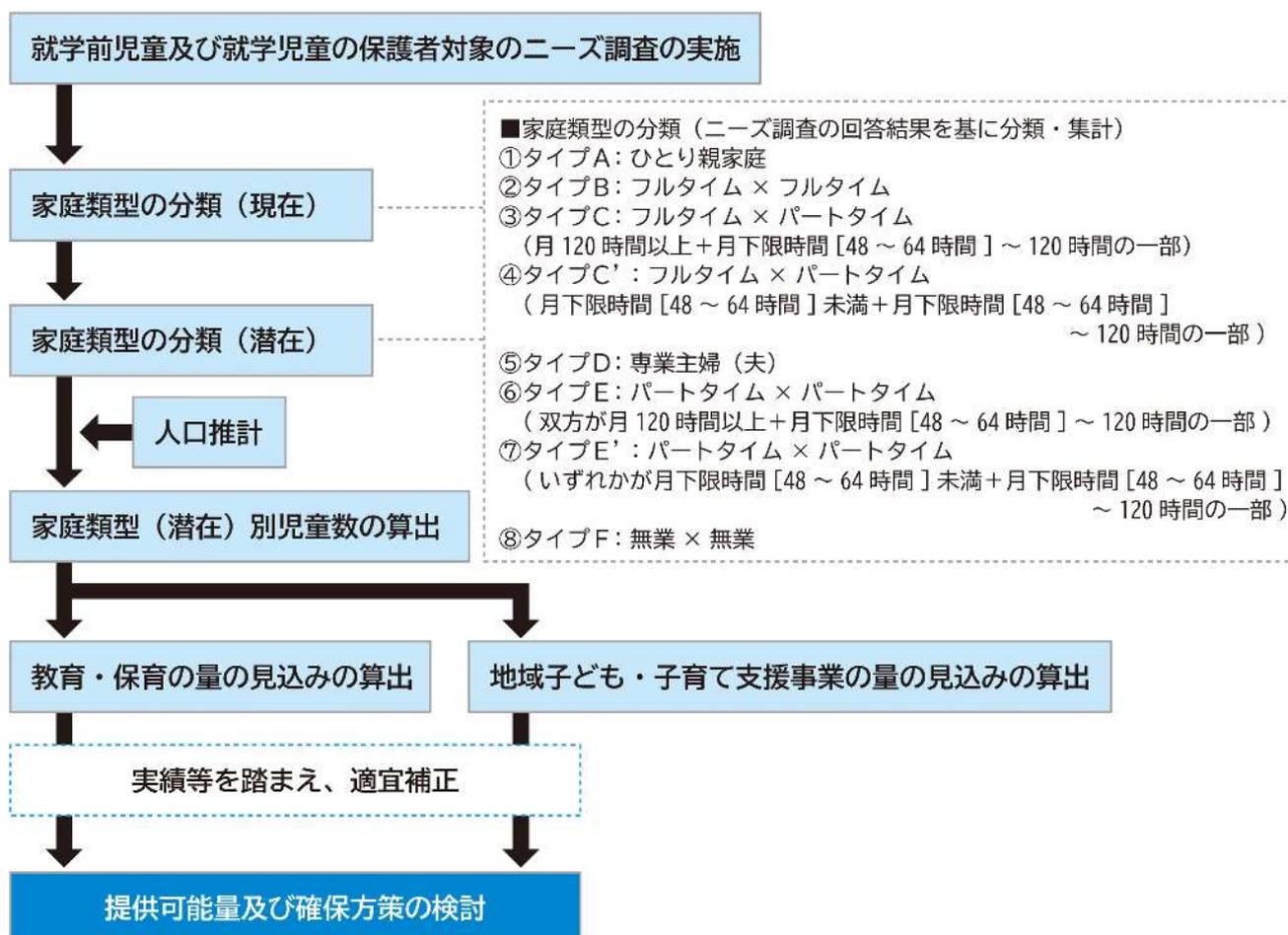
※48 家庭的保育事業とは、比較的小規模（定員規模1人以上5人以下）で家庭的な雰囲気の下、きめ細かな保育を行う事業のこと。

※49 居宅訪問型保育事業とは、障害や疾患などで個別のケアが必要な場合等に、その子どもの自宅で1対1を基本に保育を行う事業のこと。

※50 事業所内保育事業とは、事業所が主体となって、その事業所の従業員の児童を対象に開設した保育所に、地域の保育を必要とする子どもの保育（地域枠）を設けて実施する事業のこと。

(3) 量の見込みの算出手順

教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。



(4) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計

家庭類型（現在・潜在）別児童数は、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現在割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出し、推計します。

家庭類型	説明	現在	潜在
タイプA	ひとり親家庭	7.0%	7.0%
タイプB	フルタイム×フルタイム	42.7%	46.6%
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間[48~64時間]~120時間の一部)	32.6%	28.2%
タイプC'	フルタイム×パートタイム(月下限時間[48~64時間]未満+月下限時間[48~64時間]~120時間の一部)	0.2%	1.6%
タイプD	専業主婦(夫)	16.8%	14.5%
タイプE	パートタイム×パートタイム(双方が月120時間以上+月下限時間[48~64時間]~120時間の一部)	0.2%	0.2%
タイプE'	パートタイム×パートタイム(いずれかが月下限時間[48~64時間]未満+月下限時間[48~64時間]~120時間の一部)	0.0%	0.0%
タイプF	無業×無業	0.5%	1.9%

そして、令和7年度～令和11年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

家庭類型	潜在割合	推計児童数（0～5歳）				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
タイプA	7.0%	127人	125人	122人	120人	120人
タイプB	46.6%	845人	835人	815人	797人	800人
タイプC	28.2%	511人	505人	493人	482人	484人
タイプC'	1.6%	30人	29人	29人	28人	28人
タイプD	14.5%	262人	259人	253人	247人	248人
タイプE	0.2%	4人	4人	4人	4人	4人
タイプE'	0.0%	0人	0人	0人	0人	0人
タイプF	1.9%	34人	33人	33人	32人	32人
合計	100.0%	1,813人	1,792人	1,748人	1,710人	1,715人

※タイプ別の推計児童数については、推計児童数の合計を潜在割合に掛け合わせて算出しているため（整数ではなくなる）、整数で表示をすると、タイプ別の推計児童数の合計と推計児童数の合計が合わない場合があります。

4 教育・保育事業の量の見込み及び確保の方策

(1) 幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）

幼稚園は、幼児の心身の発達を助長することを目的として、集団行動を通して日常生活習慣を養うための教育を行う施設です。

また、認定こども園は、幼稚園と保育所（園）の機能や特徴を合わせ持つ、教育と保育を一体的に行う施設です。

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	実績値	計画値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	206	191	183	174	168	170
1号認定	175	159	153	145	140	142
2号認定	31	32	30	29	28	28
②確保の内容	206	191	183	174	168	170
特定教育・保育施設	138	151	143	134	128	130
新制度に移行しない幼稚園	68	40	40	40	40	40
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

現状では、全体的なニーズに対する供給量は満たしています。

(2) 保育所及び認定こども園（保育所部分）

保護者の就労や親族の介護など、家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行う施設です。

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	実績値	計画値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,152	1,113	1,094	1,059	1,031	1,038
2号認定	773	779	753	714	689	698
3号認定	379	334	341	345	342	340
0歳	26	29	29	29	29	28
1歳	149	136	140	138	137	137
2歳	204	169	172	178	176	175
②確保の内容	1,152	1,113	1,094	1,059	1,031	1,038
特定教育・保育施設	1,132	1,095	1,038	1,003	975	982
2号認定	773	779	753	714	689	698
3号認定	359	316	285	289	286	284
認可外保育施設等	20	18	56	56	56	56
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

確保の方策

定員の拡大と弾力運用を行い、提供体制を整えます。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

(1) 地域子育て支援拠点事業

児童館や保育所など、地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流（ひろば活動）や育児相談、情報提供等を実施し、地域の子育て家庭を支援する事業です。

量の見込みと確保の内容

(単位：人日)

	実績値	計画値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	62,890	39,637	40,202	40,391	40,108	39,778
②確保の内容	62,890	39,637	40,202	40,391	40,108	39,778
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

確保の方策

4拠点（社児童館「やしろこどものいえ」、滝野児童館（きらら）、東条鯉こいランド、兵庫教育大学子育て支援ルーム「かとう GENKi」）において実施します。利用者のニーズに合わせたきめ細やかな支援を提供します。

(2) 利用者支援事業

子ども及びその保護者、又は妊娠している人などが地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子ども又はその保護者の身近な場所で相談に応じ、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

量の見込みと確保の内容

(単位：か所)

	実績値	計画値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	4	4	4	4	4
基本型	2	3	3	3	3	3
特定型	0	0	0	0	0	0
母子保健型	1	-	-	-	-	-
こども家庭センター型	-	1	1	1	1	1
②確保の内容	3	4	4	4	4	4
基本型	2	3	3	3	3	3
特定型	0	0	0	0	0	0
母子保健型	1	-	-	-	-	-
こども家庭センター型	-	1	1	1	1	1
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

確保の方策

社児童館「やしろこどものいえ」、滝野児童館（きらら）、東条鯉こいランドにおいて「基本型」、子育てスマイルセンターにおいて「こども家庭センター型」を実施します。

(3) 一時預かり事業

① 幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）在園児を対象とした預かり保育

通常の教育時間の前後や長期休暇期間中などに、保護者の要請に応じて、希望者を対象に実施する事業です。

量の見込みと確保の内容

(単位：人日)

	実績値	計画値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3,270	3,906	3,773	3,580	3,452	3,500
②確保の内容	3,270	3,906	3,773	3,580	3,452	3,500
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

確保の方策

預かり保育を希望する在園児を対象に、在園する園にて一時預かり事業を実施します。

② 保育所等における一時預かり保育

在園児以外のこどもについて、保護者の就労や疾病時、育児疲れ解消などの理由で家庭での保育が困難な場合に、保育所等において児童を一時的に預かる事業です。

量の見込みと確保の内容

(単位：人日)

	実績値	計画値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	578	692	684	667	652	654
②確保の内容	578	692	684	667	652	654
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

確保の方策

保育所及び認定こども園の協力のもと、提供体制を確保します。

(4) 病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の概ね生後6か月から小学校6年生までの児童で、集団保育が困難及び保護者の就労などの理由で保護者が保育できないときに、こどもを一時的に預かり、保護者に代わって看護師・保育士等が看護・保育する事業です。

量の見込みと確保の内容

(単位：人日)

	実績値	計画値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	232	338	334	326	319	320
②確保の内容	232	338	334	326	319	320
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

確保の方策

加東市民病院敷地内の加東市病児病後児保育施設「かとっこ」において実施します。

(5) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と行いたい人（協力会員）が会員となり、ファミリー・サポート・センター（アドバイザー）が仲介して、会員同士がお互いに支えあいながら、育児の相互援助活動を地域において行う事業です。

量の見込みと確保の内容

(単位：人日)

	実績値	計画値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	168	181	194	208	224	241
②確保の内容	168	181	194	208	224	241
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

確保の方策

市において支援員（アドバイザー）を配置し、実施します。

援助を受けたい人の依頼に、より迅速・確実に応えることができる体制を確保します。

講習会の充実により、より良いサポート活動を実施します。

(6) 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、必要に応じて通常の保育時間を延長して保育を行う事業です。

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	実績値	計画値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	421	421	416	406	397	399
②確保の内容	421	421	416	406	397	399
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

確保の方策

保護者の就労状況等、各家庭の状況に合わせた利用ができるよう、すべての保育所及び認定こども園で実施します。

(7) 放課後児童健全育成事業（アフタースクール）

保護者の就労などの事由により、放課後等に保育を受けられない児童に対し、遊び・生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	実績値	計画値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	410	451	432	435	435	417
1年生	163	113	106	113	111	95
2年生	99	113	114	108	115	112
3年生	83	132	115	117	110	118
4年生	48	31	36	31	32	30
5年生	13	31	30	35	31	31
6年生	4	31	31	31	36	31
②確保の内容	410	451	432	435	435	417
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

確保の方策

令和7年度から令和9年度までは4か所で、令和10年度以降は3か所で実施します。また、多様な児童を適切に保育できるよう、アフタースクール支援員の資質向上を図ります。

(8) 妊婦健康診査事業

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の異常を早期に発見し、早期治療につなげることで、母体の健康管理及び胎児の健全な発育を促すことを目的として健康診査を行う事業です。医療機関で実施される妊婦健診にかかる費用の一部を助成します。

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	実績値	計画値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	502	499	493	490	488	481
②確保の内容	502	499	493	490	488	481
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

確保の方策

安心して妊娠期が過ごせるよう、妊婦健診の受診率100%を目指し、事業の周知を行い、提供体制を整えます。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

保健師等が、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、不安や悩み相談、子育て情報の提供などを行う事業です。

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	実績値	計画値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	272	277	274	272	271	267
②確保の内容	272	277	274	272	271	267
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

確保の方策

子育てをしていく保護者が孤立し不安に陥らずに安心して子育てができるよう、全戸訪問に努め、必要な支援や助言を行います。

(10) 養育支援訪問事業

こどもの養育について支援が必要な家庭などに、保健師や子ども家庭支援員等による訪問支援を実施し、安定した養育支援を行う事業です。

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	実績値	計画値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	113	100	100	100	100	100
②確保の内容	113	100	100	100	100	100
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

確保の方策

乳児家庭全戸訪問事業において、養育支援が必要と思われる家庭を早期に発見し、適切なタイミングで支援できるように努めます。

(11) 子育て短期支援事業（短期入所生活支援事業）

保護者が病気や冠婚葬祭などの事由により、家庭でこどもを一時的に養育することができなくなった場合に、児童養護施設や里親で養育する事業です。

量の見込みと確保の内容

(単位：人日)

	実績値	計画値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	5	5	5	5	5
②確保の内容	3	5	5	5	5	5
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

確保の方策

指定している施設と連携しながら、提供体制を確保します。

(12) 子育て世帯訪問支援事業

家庭や養育環境を整え、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぐことを目的とし、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがある家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等を支援する事業です。

この事業は、改正児童福祉法（令和6年4月施行）により、地域子ども・子育て支援事業に新たに位置づけられました。

量の見込みと確保の内容

(単位：人日)

	実績値	計画値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	40	42	44	46	48
②確保の内容	—	40	42	44	46	48
差(②-①)	—	0	0	0	0	0

確保の方策

対象世帯の拡大に伴い、新規委託先を開拓します。

(13) 児童育成支援拠点事業

児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とし、養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに、児童や保護者への相談などを行う事業です。

この事業は、改正児童福祉法（令和6年4月施行）により、地域子ども・子育て支援事業に新たに位置づけられました。

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	実績値	計画値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	—	—	34	33	33
②確保の内容	—	—	—	34	33	33
差(②-①)	—	—	—	0	0	0

確保の方策

事業実施に向けて検討します。

(14) 親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等に対して、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況などに応じた支援を行う事業です。

この事業は、改正児童福祉法（令和6年4月施行）により、地域子ども・子育て支援事業に新たに位置づけられました。

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	実績値	計画値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	10	10	10	10	10
②確保の内容	—	10	10	10	10	10
差(②-①)	—	0	0	0	0	0

確保の方策

MY TREEペアレンツ・プログラム^{※51}の参加者の確保に努めるとともに、事業を継続しながら、こどもとの関わりや子育てに悩みや不安を抱えた子育て家庭を支援します。

(15) 産後ケア事業

産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ることを目的とし、出産後の母親に対して心身のケアや育児のサポートなどを行う事業です。

この事業は、母子保健法の一部を改正する法律（令和3年4月施行）により、母子保健法上に位置づけられていましたが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和7年4月施行）により、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられました。

量の見込みと確保の内容

(単位：人日)

	実績値	計画値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	112.2	128.7	145.2	161.7	178.2	194.7
②確保の内容	112.2	128.7	145.2	161.7	178.2	194.7
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

確保の方策

利用できる事業所との連携に努め、産後ケアを必要とする方への周知を丁寧に行います。

^{※51} MY TREEペアレンツ・プログラムとは、こどもを傷つけてしまう親自身が自分を大切に、本来持っている自分の力を発揮できるように回復を促すことを目的としたプログラムのこと。

(16) 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図ることを目的とし、妊婦のための支援給付と併せて、情報提供や相談などの支援を行う事業です。

この事業は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和7年4月施行）により、「妊婦のための支援給付」は子ども・子育て支援法に位置づけられ、「妊婦等包括相談支援事業」は児童福祉法に位置づけられました。

量の見込みと確保の内容

(単位：回)

	実績値	計画値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	960	868	838	808	778	748
②確保の内容	960	868	838	808	778	748
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

確保の方策

妊娠期から事業の周知を行い、面接する専門職のスキルの維持・向上を行います。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

子育て家庭における孤立感や不安感を軽減し、すべてのこどもの育ちを応援することを目的とし、保護者の就労状況に関係なく、月一定時間までの利用可能枠の中で、保育所等に通っていない3歳未満のこどもを預けることや保育士などに育児相談ができる事業です。

この事業は、改正児童福祉法（令和6年4月施行）により位置づけられていますが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和8年4月施行）において、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「乳児等のための支援給付」として位置づけられます。

量の見込みと確保の内容

(単位：人日)

	実績値	計画値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	-	-	9	9	27	26
0歳児	-	-	4	4	12	11
1歳児	-	-	3	3	9	9
2歳児	-	-	2	2	6	6
②確保の内容	-	-	9	9	27	26
0歳児	-	-	4	4	12	11
1歳児	-	-	3	3	9	9
2歳児	-	-	2	2	6	6
差(②-①)	-	-	0	0	0	0

確保の方策

すべてのこどもの育ちを応援するため、事業実施に向けて進めます。

6 教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保

幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進は、子ども・子育て支援新制度において国が定める施策の一つです。認定こども園は、幼稚園及び保育所の両方の良さを併せ持ち、保護者の就労状況に関わりなく利用できる施設であり、本市では、すべてのこどもに質の高い教育・保育を提供するため、認定こども園の普及に努めてきました。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであることを念頭に、こどもの最善の利益を第一に考え、教育・保育の質を向上させることや地域の子育て支援の実施を踏まえ、既存施設や保護者の意向を尊重しながら、教育・保育の一体的な体制の確保に努めます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うよう努めます。

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定子ども・子育て支援施設等の確認や運営状況の把握等については、認可権限や指導監督権限を持つ県による立ち入り調査等にも同行するなど、県と連携しながら情報共有に努め、保育の質の向上が図られるよう働きかけます。